

中間市景観計画

平成25年3月

中間市

中間市景観計画

—目次—

第1章	中間市景観計画について	1
1	策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけと構成	2
第2章	中間市の景観特性と課題	5
1	本市の概要	5
2	景観特性	7
3	景観形成の課題	20
第3章	景観計画の区域	21
1	景観計画の区域	21
2	重点地区の指定	21
第4章	景観計画区域の景観形成	23
1	景観形成の理念と目標	23
2	景観計画区域の良好な景観の形成に関する方針	24
3	景観計画区域の行為の制限に関する事項	29
第5章	景観重点地区の景観形成	37
1	景観重点地区の位置づけ	37
2	景観重点地区の良好な景観形成の方針と行為の制限に関する事項	38
第6章	景観資源等の活用に関する事項	39
1	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	39
2	景観重要公共施設の整備に関する事項	41
3	屋外広告物の表示等に関する方針	43
第7章	景観形成の推進に向けて	45
1	協働による景観形成に向けた体制づくり	45
2	市民主体の景観形成活動への支援	46
3	先導的・効果的な景観整備の推進	46
4	良好な景観形成のためのルールづくりと計画の見直し	47

第 1 章 中間市景観計画について

1 策定の背景と目的

(1) 策定の背景

中間市では、景観に関する取組みとして、「中間市都市計画マスタープラン」（平成 22 年度策定）において、将来像「元氣な風がふくまち なかま ～市民の元氣が まちの元氣～」のもと、市域を貫流する遠賀川や歴史特性を基調とした自然景観の創出等を目指しています。あわせて、都市計画における取組みとして、線引き都市計画区域や農業振興地域・農用地区域等の指定により新たな開発や建築等に対する土地建物利用の規制を行い、自然環境の保全を図っています。

一方で、本市では平成 21 年 1 月にユネスコ世界遺産暫定リストに記載された「九州・山口の近代化産業遺産群」の世界遺産登録に向け、世界遺産登録推進協議会の一員として旧官営八幡製鐵所関連施設（遠賀川水源地ポンプ室）の保存活用に取り組んでおり、遠賀川にまつわる歴史性豊かな景観や点在する近代化産業遺産などの景観資源やその周辺景観への保全策が求められています。

このような背景のもと、平成 16 年 6 月に公布された景観法（平成 16 年法第 110 号）に基づき平成 23 年に景観行政団体となり、市民・事業者・行政の協働により、本市の景観資源を活かしながら本市の魅力を守り引き継ぎ、特性に応じた良好な景観形成を計画的に推進するため、「中間市景観計画」を策定することとしました。

(2) 計画の目的

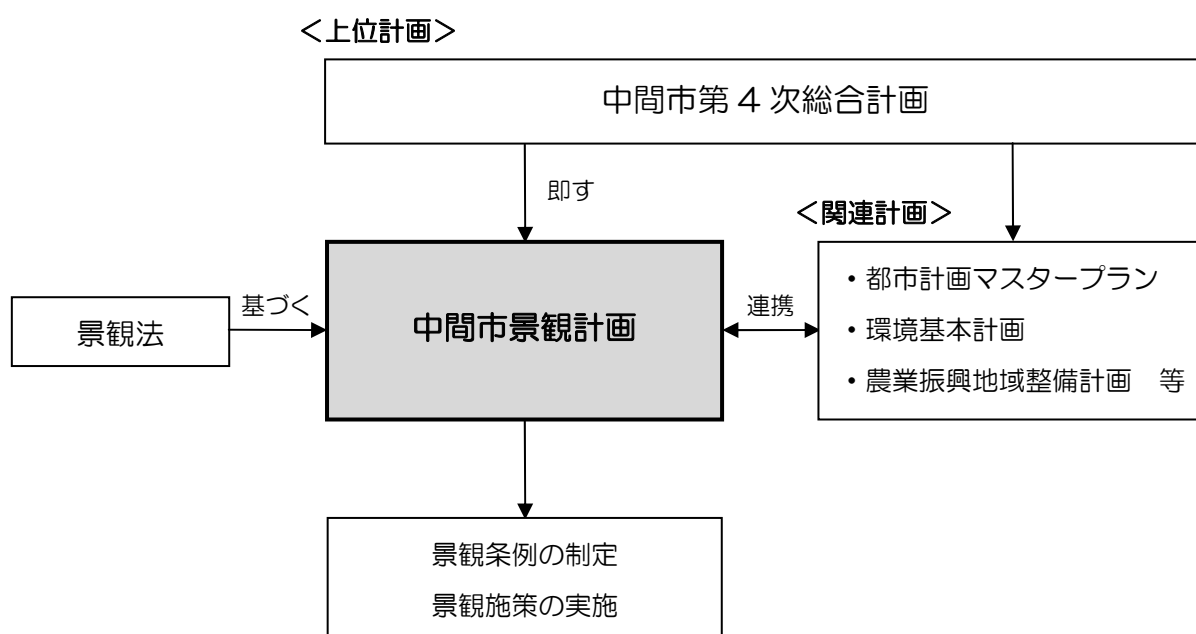
本計画は、本市が目指す景観形成の理念や目標を示し、良好な景観形成に関する方針、基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働による景観形成の実現を図ることを目的としています。

2 計画の位置づけと構成

(1) 計画の位置づけ

本計画は、景観法に基づく法定計画です。本計画は、上位計画である「中間市第4次総合計画」に即しながら、都市計画に関する基本的なマスタープランである「中間市都市計画マスタープラン」をはじめとする関連計画との連携を図りながら、良好な景観形成を推進するための総合的な方策を示す計画として位置づけます。

図 景観計画の位置づけ



(2) 計画の構成

本計画は、「景観特性と課題」、「景観形成の指針」、「推進方策」の3つで構成しています。

●はじめに

第1章 中間市景観計画について

- 1 策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけと構成

●景観特性と課題

第2章 中間市の景観特性と課題

- 1 本市の概要
- 2 景観特性
- 3 景観形成の課題



●景観形成の指針

第3章 景観計画の区域

- 1 景観計画の区域

第4章 景観計画区域の景観形成

- 1 景観形成の理念と目標
- 2 景観計画区域の良好な景観形成の方針
- 3 景観計画区域の行為の制限に関する事項

第5章 景観重点地区の景観形成

- 1 景観重点地区の位置づけ
- 2 景観重点地区の良好な景観形成の方針と行為の制限に関する事項

第6章 景観資源等の活用に関する事項

- 1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
- 2 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 3 屋外広告物の表示等に関する方針



●推進方策

第7章 景観形成の推進に向けて

- 1 協働による景観形成に向けた体制づくり
- 2 市民主体の景観形成活動への支援
- 3 先導的・効果的な景観整備の推進
- 4 良好な景観形成のためのルールづくりと計画の見直し

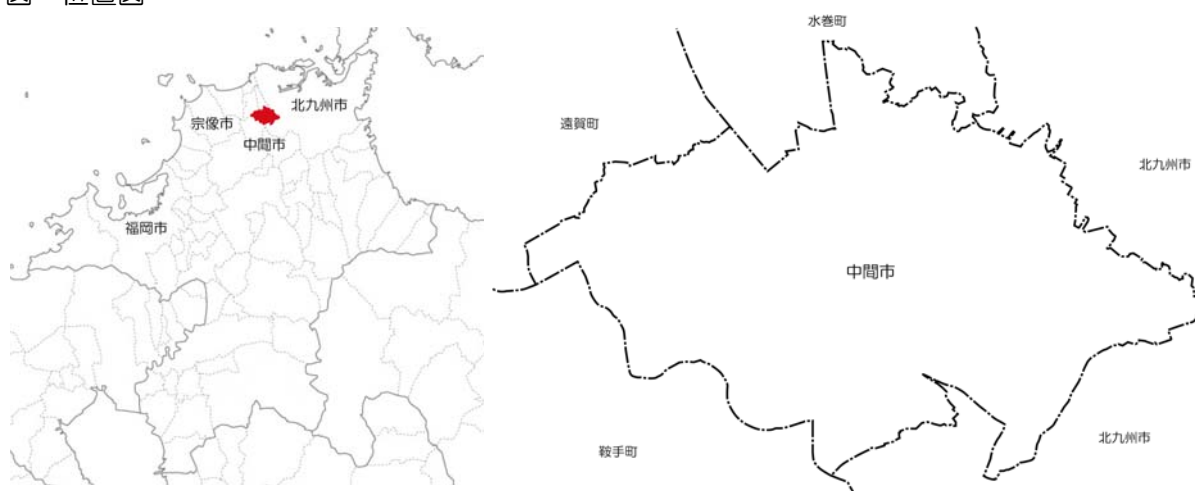
第2章 中間市の景観特性と課題

1 本市の概要

(1) 位置

本市は福岡県の北部に位置し、北九州市、遠賀郡遠賀町、水巻町及び鞍手郡鞍手町に接しています。東西約7km、南北約4.5kmで、面積は約16km²の広さを有しています。

図 位置図

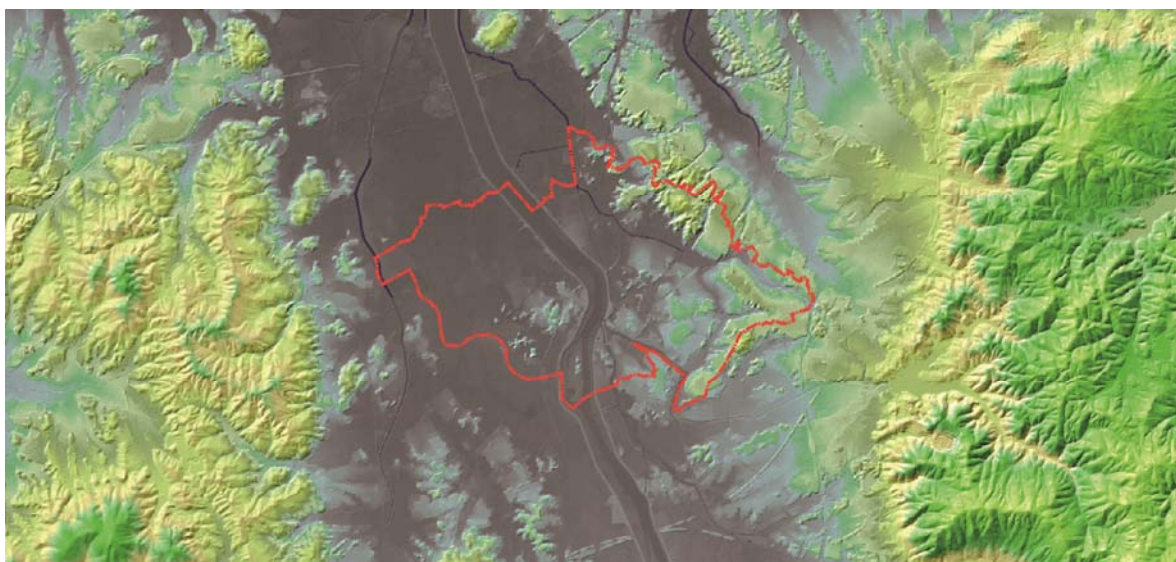


(2) 地形

市域のほぼ中央には、まちを東西に二分するかたちで南から北に一級河川の遠賀川が流れており、川の東側を通称「川東（かわひがし）」、西側を「川西（かわにし）」と呼んでいます。

北九州市側となる川東には、なだらかな丘陵を背景に閑静な住宅街と商業地などが形成され、人口の9割が集中しています。川西の広々とした平野部には、美しくのどかな田園景観が広がるとともに、産業振興策としての工業団地なども立地しています。

図 本市及びその周辺の地形



(3) 歴史

本市域は肥沃な遠賀平野に位置していることから古代より稲作が盛んに行われ、弥生時代の農耕文化の伝わりの指標となった「遠賀川式土器」など農耕文化を伝える遺物が多数出土しています。また、古墳時代後期（5世紀末～6世紀後半）には、現在の垣生公園にある垣生丘陵周辺に横穴式の群集墓が数多く作られました。



垣生羅漢山横穴墓群

室町時代には麻生氏（現在の芦屋町山鹿を拠点として、八幡西区、遠賀郡、中間市、直方市などに所領を持つ）と宗像氏（現在の宗像市を拠点とし、遠賀川西部に勢力を伸ばす）の両軍がにらみ合い、数度の合戦によっても決着がつかず、川西を宗像領、川東を麻生領に分割したことが古文書に書かれています。



月瀬八幡宮（猫城址）

江戸時代には福岡藩の所領になりました。遠賀川の度重なる氾濫を防ぐため、遠賀川堤防の改修と堀川の掘削が始められます。



中間唐戸の水門

明治末期から昭和初期には、この地で発見された石炭が国の重要なエネルギー源となり、炭鉱のまちとして筑豊炭田の一翼を担います。石炭輸送には当初、「川ひらた」と呼ばれる舟が遠賀川と堀川を下っていましたが、明治24年（1891）に筑豊本線、明治45年（1912）に香月線が開通すると、鉄道的大量輸送に押され、川ひらたは徐々に姿を消して行きました。



蓮花寺ポタ山から望む大根土方面

昭和30年代まで、炭鉱のまちとして栄えていましたが、その後は、快適な住宅都市として発展を遂げています。

2. 景観特性

前述の概要を踏まえ、本市の景観を構成する要素を「自然景観」、「歴史・文化景観」、「市街地・集落地景観」、「沿道景観」、「眺望景観」の5つに区分します。要素ごとに、次のような特性を有しています。

(1) 自然景観

○遠賀川の河川景観

遠賀川は、水源を嘉麻市の^{うまみやま}馬見山に発し、飯塚市、直方市等を経て、本市のほぼ中央を貫流し、芦屋町で響灘に注ぐ一級河川です。

流域では、農業や炭鉱産業が発展し、炭鉱隆盛期、炭で黒く濁った川は“ぜんざい川”と呼ばれる頃もありましたが、現在は市民生活に身近な河川として、市民に潤いと安らぎの感じられる河川景観を有しています。



遠賀川

○笹尾川、黒川、曲川等の河川景観

笹尾川、黒川、曲川等は、遠賀川の支流で、流れも穏やかです。全体的に河岸には自然護岸が残されており、川を流れる水と川岸の緑により、のどかで緑豊かな河川景観が形成されています。



笹尾川

○中島の自然景観

本市の南端に位置する中島は、北九州市八幡西区や鞍手町に接し、周囲約 2.5 km、面積約 30ha の広さを持つ遠賀川の中州です。大規模なヨシ原やヤナギ林が広がり、緑豊かな自然景観が形成されています。

多様な植生や鳥類、哺乳類等にとって重要な生育・繁殖環境となっていますが、近年は外来種の侵入や乾燥化が進み、再生への関心が高まっており、現在、中島整備計画が進行中です。



中島

○丘陵や山並みの景観

川東地区には北九州市との市域境を中心に丘陵地が連なっています。川東地区の丘陵地では、広い範囲で住宅開発が進み、まとまった緑地は少なくなっていますが、神社の鎮守の森をはじめ一部に残された緑地は身近で貴重な自然景観を形成しています。

市内にまとまった緑地や標高の高い山が少ない本市ですが、遠景に見える皿倉山から金剛山や福智山等に連なる山々は、市街地の背景として貴重な自然景観となっています。



遠賀川越しに見える福智山系

○垣生公園の自然景観

垣生公園は、市民の憩いの場所として親しまれる都市公園です。桜、花菖蒲、ツツジの名所として知られ、市内外から多くの人々が訪れています。特に、毎年開催される「筑前中間さくら祭」は、花見客で賑わいます。

小高い丘が公園の中に取り込まれ、四季折々の植物と垣生池の水辺が潤いある景観を形成しています。



垣生公園

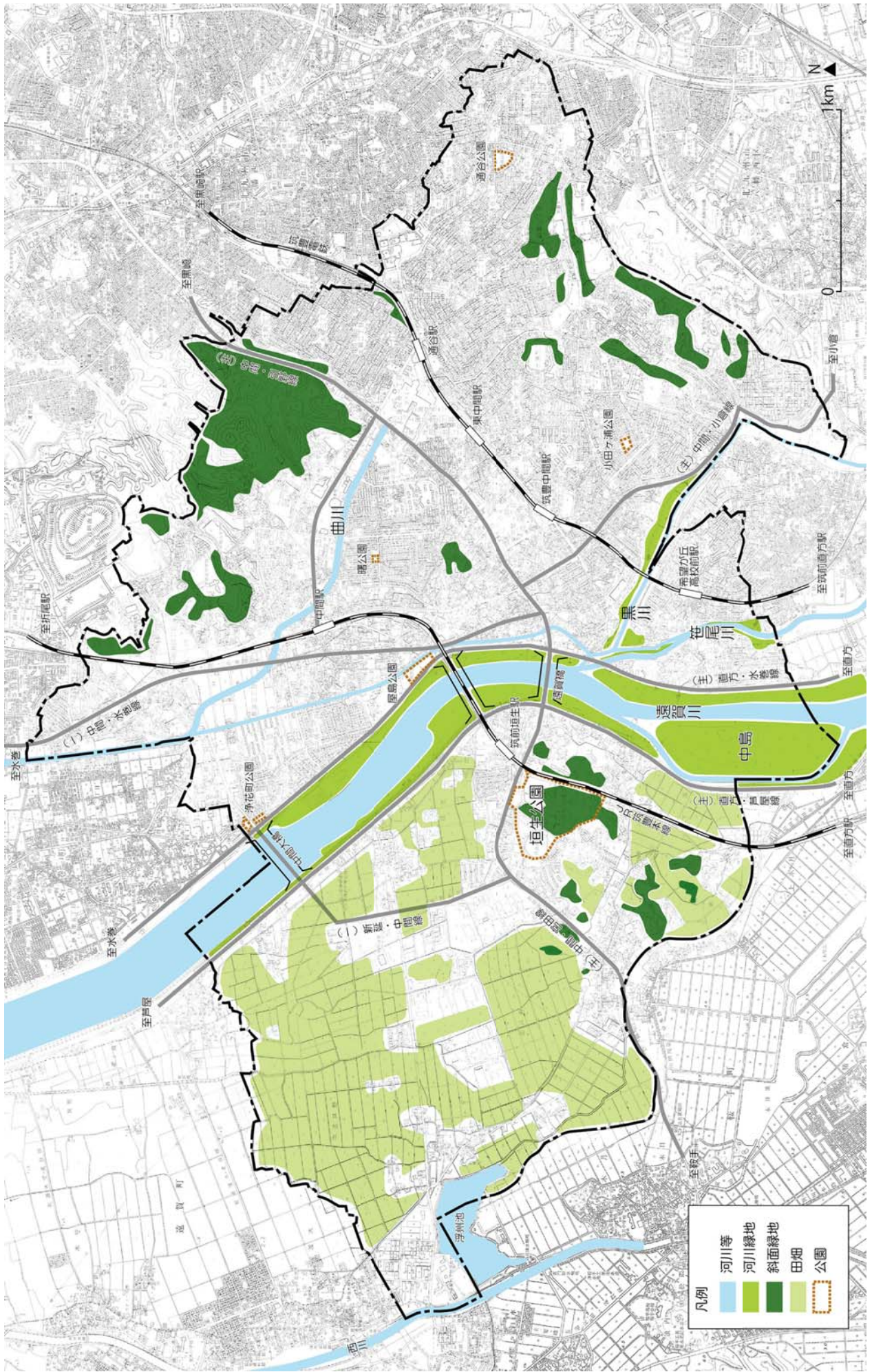
○遠賀川左岸の田園景観

遠賀川の左岸に位置する川西地区は、遠賀川の沖積平野からなります。その多くが農地で占められており、美しくのどかな田園景観が広がっています。



川西地区の田園風景

図 自然景観



(2) 歴史・文化景観

○旧官営八幡製鐵所関連施設（遠賀川水源地ポンプ室）の景観

旧官営八幡製鐵所関連施設（遠賀川水源地ポンプ室）は、1910（明治 43）年、八幡製鐵所に工業用水を供給するために遠賀川沿いに建設された送水施設です。

建設から 100 年経った今も同じ場所で現役の送水施設として八幡製鐵所に水を供給しています。

遠賀川対岸から見えるレンガ造りの歴史あるポンプ室の姿は、製鉄業を支え続ける遠賀川水源地の歴史と今を物語る景観となっています。



旧官営八幡製鐵所関連施設
（遠賀川水源地ポンプ室）

○堀川の景観

堀川は、治水、灌漑及び舟運のため、江戸時代に開削された運河です。北九州市八幡西区楠橋の遠賀川から、中間市及び水巻町を經由し、八幡西区本城の洞海湾まで続いています。

明治時代には、川ひらた（五平太船）による筑豊の石炭の舟運に重要な役割を果たしました。コンクリートによる護岸整備が施された箇所も多いですが、全体としては当時と変わらない流路が維持されています。

川沿いには、1762（宝暦 12）年に築かれ県の指定文化財になっている中間唐戸のほか、新堀川の基点を示す石柱、巖島神社、市の天然記念物に指定されている唐戸の大樟 2 本等、堀川の歴史を物語る景観資源が点在しています。



堀川と唐戸の大樟

○社寺境内の景観

本市には、垣生公園に鎮座する埴生神社や梅安天満宮、惣社宮、朝霧神社、正覚寺、須賀神社、猫城址の月瀬八幡宮など、歴史ある社寺が点在しています。

社寺の境内や周辺には豊かな緑が残され、市街地の中において潤いのある緑と歴史的景観を有しています。



埴生神社

○底井野往還の景観

底井野往還は、江戸時代、唐津街道の赤間（宗像市）から長崎街道の黒崎（北九州市）に進む際の福岡藩主専用の参勤交代道として使われていました。上底井野の集落には、白壁の住宅や蔵も見られ、歴史の感じられる建物が点在しています。



上底井野のまちなみ

○ボタ山の景観

明治から昭和にかけて、伊藤伝右衛門経営の大正鉱業中鶴炭鉱があり、中鶴地区に旧一坑、大根土に本坑（新二坑）が位置し、そのボタが岩瀬や蓮花寺まで運ばれていました。

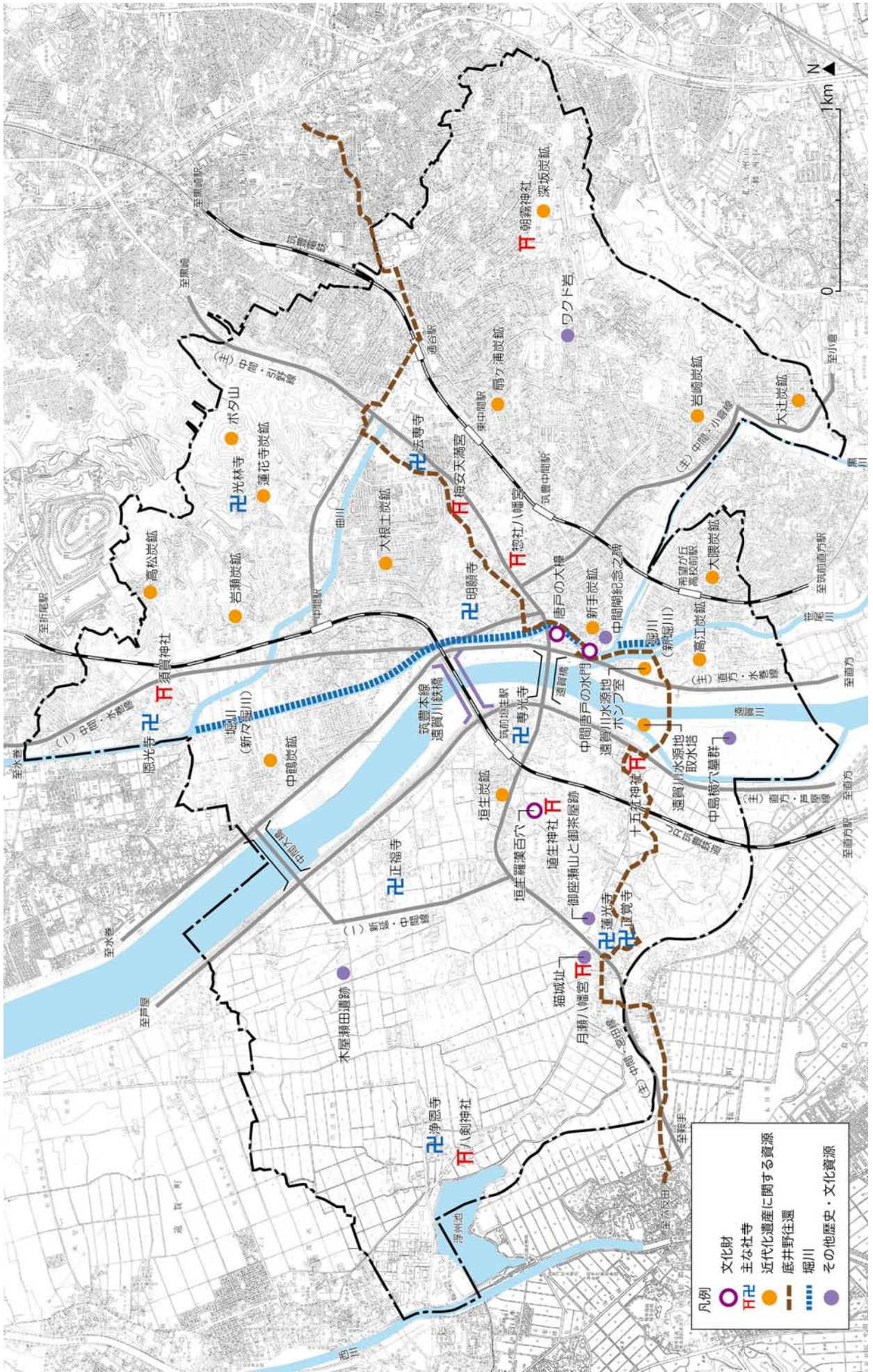
坑口周辺は、住宅開発により当時の面影は失われましたが、ボタ山の景観が炭鉱の歴史を伝えています。

ボタ山には初日の出を見るために多くの市民が訪れるなど、山頂周辺は見晴らしのよい視点場となっています。



ボタ山

図 歴史・文化景観



(3) 市街地・集落地景観

○大規模商業地の景観

上蓮花寺地区には、複合型の大型店を中心に、全国チェーンの飲食店やコンビニエンスストア等が集積した賑わいのある商業景観が形成されています。



上蓮花寺の大規模商業施設

○沿道型商業地の景観

主要地方道中間・引野線、一般県道中間・水巻線及びふれあい大通りの幹線道路沿道には、公共施設やロードサイド型の店舗などが立地し、まちの中心部としての賑わいを形成する一方で、広告物の乱立などが見られます。

また、中間駅周辺等では、近隣の住民に対する日用品や食料品を扱う商店街が形成され、近隣商業地としての景観が形成されています。



主要地方道中間・引野線沿線の商業施設

○住宅地の景観

川東地区では、戸建て住宅を中心とした住宅系市街地が形成されています。

市域境の丘陵地にはやや勾配の急な開発地に戸建て住宅地が形成されており、平坦地の住宅団地には、戸建て住宅とともに5階建て程度の公営住宅団地が立地しており、高層の建築物は少なく、全体としては良好な住宅市街地景観が形成されています。



通谷の戸建て住宅地

○田園集落地の景観

川西地区の西側には、農地に囲まれた田園集落地が形成されています。

沿道には木造2階建ての戸建住宅が立ち並び、昔からの面影が残されています。



川西地区の田園集落

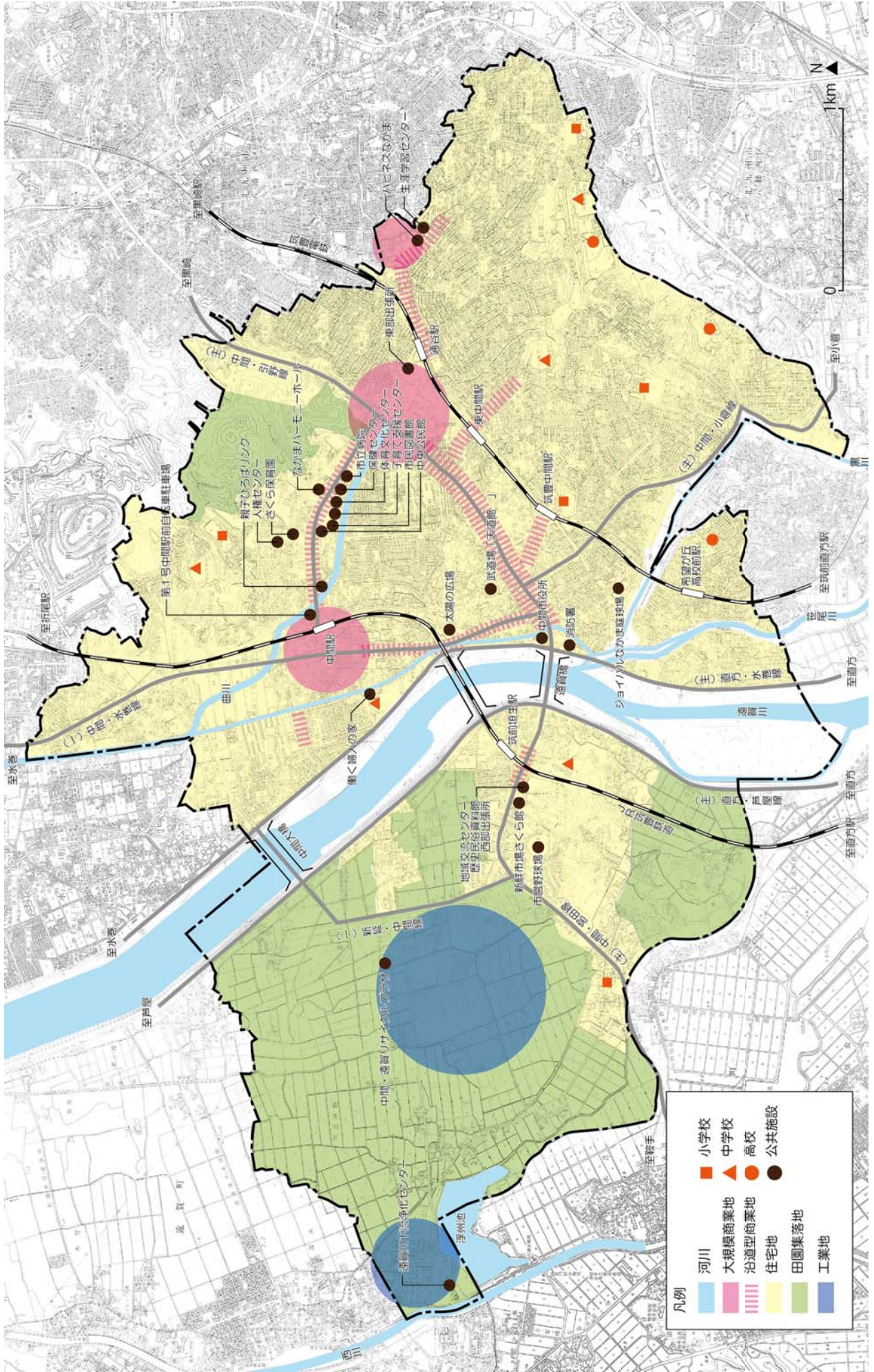
○工業地の景観

川西地区には、2つの工業団地が立地しています。大規模な工業・流通施設が集積し、周囲の田園景観と対比的な工業団地の景観が形成されています。



五楽工業団地

図 市街地・集落地景観



(4) 沿道・沿線景観

○遠賀川堤防道路の沿道景観

市の中心部を南北に流れる遠賀川の両岸には、堤防道路（主要地方道直方・芦屋線、主要地方道直方・水巻線）が整備されており、北九州市、遠賀町や水巻町などの周辺市町をつなぐ幹線道路となっています。

路面が周辺の地盤面よりも高くなっていることから、道路から遠賀川や周辺の山並みを望むことができます。



主要地方道直方・芦屋線

○幹線道路の沿道景観

本市の幹線道路は、主要地方道中間・引野線及び主要地方道中間・宮田線が市内を東西に横断し、一般県道中間・水巻線及び主要地方道中間・小倉線は市内を南北に縦断していることから、賑わいのある商業地や落ち着いた戸建て住宅など様々な沿道景観を有しています。



主要地方道中間・宮田線

○JR 筑豊本線の沿線景観

市内を南北に縦貫する JR 筑豊本線は、北九州市の若松駅から筑紫野市の原田駅までを結んでいます。遠賀川に架かる鉄橋には、レンガ造の橋げたが残っており、本市のシンボルとなる特徴的な景観が形成されています。

また、中間駅付近には、旧国鉄香月線跡地を利用した緑道として「屋根のない博物館」が整備されており、市民の憩いの場として緑豊かな景観を形成しています。



JR 筑豊本線の遠賀川鉄橋



屋根のない博物館

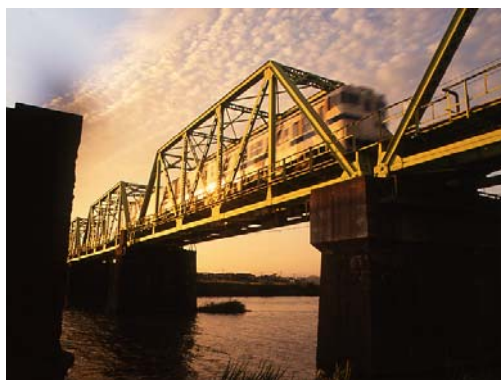
(5) 眺望景観

○遠賀川と遠賀川にまつわる景観資源の眺め

市中央の遠賀橋や中間大橋などからは、遠賀川の開放的な眺めを望むことができます。

河川敷では春に菜の花畑が広がり、お盆には花火大会が開催されるなど、季節ごとに様々な眺めを楽しむことができます。

また、河川敷や中島からは遠賀川水源地ポンプ室や遠賀川鉄橋など、遠賀川と関わりの深い歴史的な建造物も眺めることができます。



JR筑豊本線遠賀川鉄橋の眺め

○田園風景やまちなみの眺め

川西地区の上底井野や中底井野では、鞍手町や遠賀町まで農地が連続しており、広々とした田園風景を望むことができます。

また、川東地区の通谷歩道橋からは、公共施設や商業施設が集積するふれあい大通りのまちなみを一望することができます。

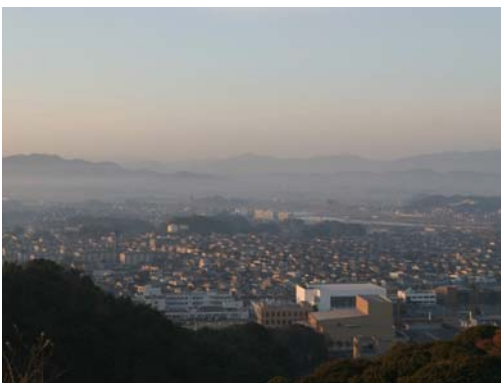


上底井野の田園の眺め

○市全体の眺め

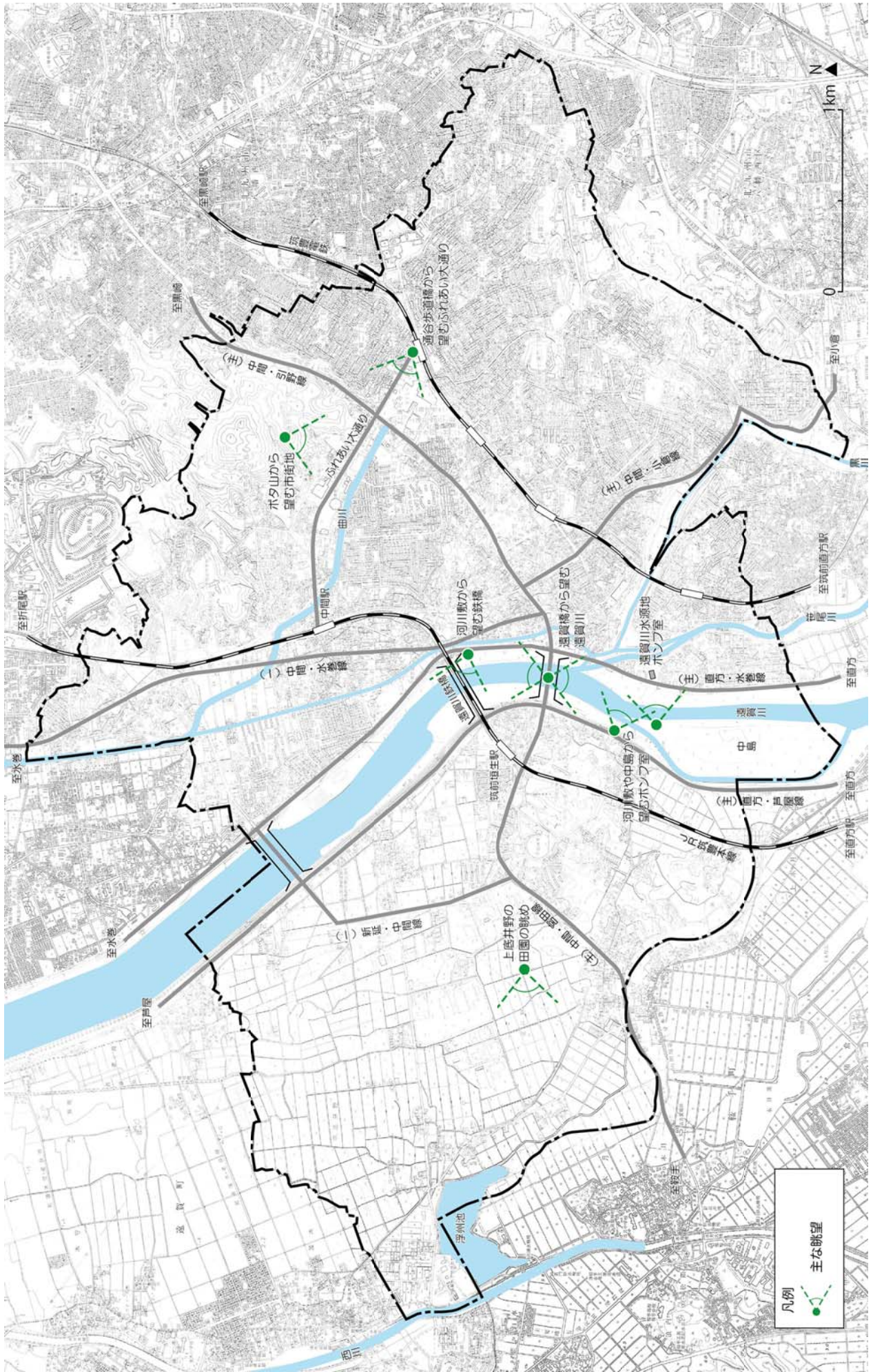
蓮花寺のボタ山は、初日の出を望む際に登山道が開放され、初日の出とともに市内を一望できる場所として親しまれています。

また、通谷の住宅地やショッパーズモールなかまの屋上などからも市街地を望むことができます。



ボタ山から望む市内全景

図 主な眺望景観



3 景観形成の課題

本市における景観の保全・形成に係る課題として、次の5点が挙げられます。

(1) 景観資源の保全・活用

本市には自然、歴史・文化、市街地・集落地の特徴を物語る多様な景観資源があります。しかし、これらの景観資源への認識や景観資源を活かした取組みは、一部の祭りやイベントなどに限られています。景観資源の適切な保全・再生やネットワーク化、新たな景観資源の発掘等により、観光振興や生涯学習など、交流人口の拡大や地域の活力づくりに結びつけていくような取組みも必要です。

(2) 良好な住宅地景観の保全・形成

本市は昭和30年代以降、良好な住宅都市として発展し、戸建て住宅や公営住宅による生垣や緑などの多い落ち着いた住宅地景観が形成されていますが、住宅地の更新とともに住宅のデザインや色彩も大きく変わりつつあります。そこで、今後とも快適で潤いのある住宅地景観を守り、創っていくために、地域の特性に応じた住宅地景観を誘導していく必要があります。

(3) 大規模な建築物等の景観誘導

大規模な商業施設や公共建築物、工場、開発行為等は、地域の景観を構成する重要な要素であり、周辺の景観に与える影響が大きいことから、一定規模以上の建築行為等を適切に誘導し、周辺地域と調和し、新しい魅力を備えた景観の形成を図ることが必要です。

(4) 良好な景観形成を先導する公共施設整備

本市の自然・歴史・産業と密接に関わる遠賀川や、中間市民図書館や中間市立病院などが集積するふれあい大通りなどの公共空間は、本市の良好な景観イメージをリードする役割を担っています。しかし、整備や管理の主体が異なることで、一体感や連続性のない景観となるおそれもあることから、公共施設整備に関する共通の指針づくりなど、景観形成のお手本となるような整備を推進するための仕組みが必要です。

(5) 市民・事業者・行政の協働による景観の保全・形成

景観資源を守り、活かしていく活動や魅力ある景観を新たに創出していくためには、市民・事業者・行政の良好な景観形成に関する理解と連携が欠かせません。そのため、景観形成に関わる各主体の役割や取組み、協働による推進体制を明らかにする必要があります。

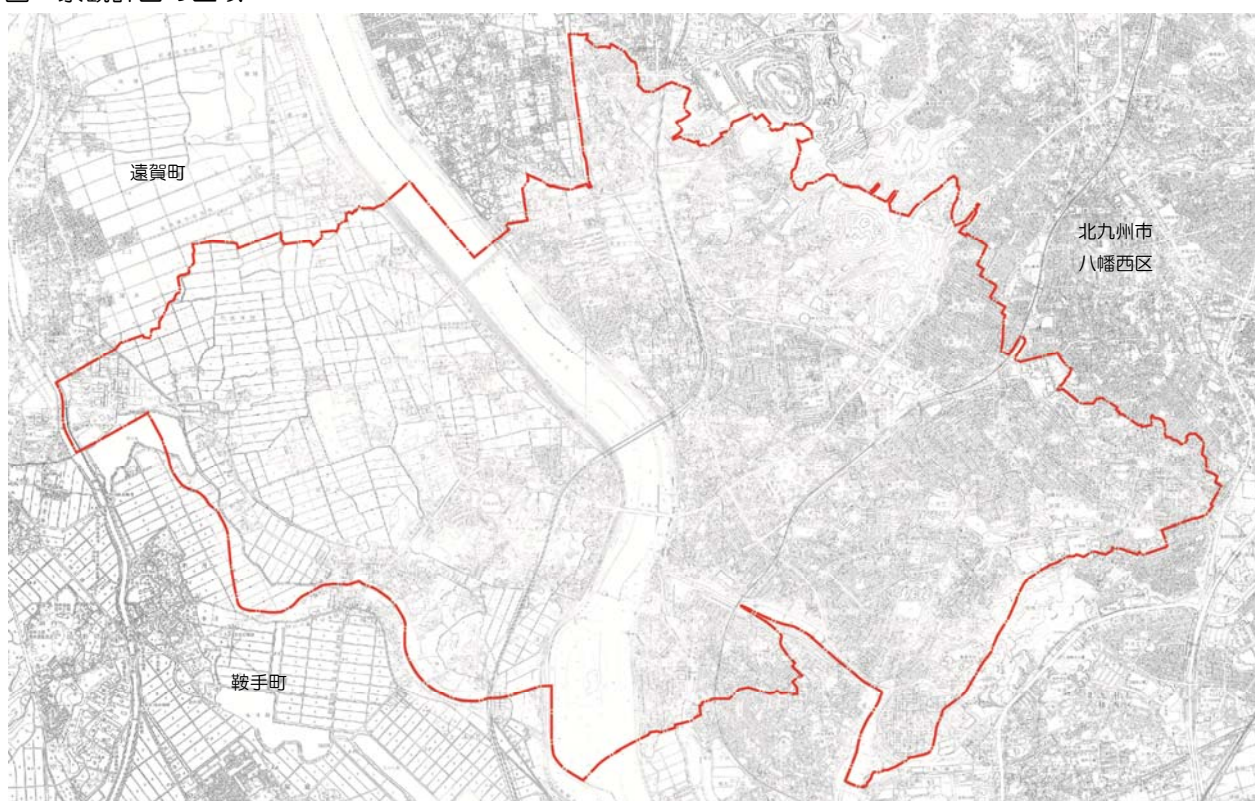
第3章 景観計画の区域

1 景観計画の区域

本市は、市域のほぼ中央に遠賀川が流れ、川東地区の都市景観、川西地区の田園景観という景観特性を持つ個性豊かなまちです。この特性を活かすとともに、市内に広く分布している多様な景観資源を守り、育てる取組みを総合的に進めていくためには、市全域を計画の対象とする必要があります。

したがって、景観計画の区域は、中間市全域とします。

図 景観計画の区域



2 景観重点地区の指定

地域の景観資源や個性を活かした景観形成に取り組む地区を「景観重点地区」として指定し、地区ごとに景観形成の方針、景観形成基準（行為の制限）を定めます。

第4章 景観計画区域の景観形成

1 景観形成の理念と目標

(1) 理念

本市は、遠賀川を南北軸として、川東地区には住宅地を中心とした都市景観、川西地区には農地や旧街道沿いの集落といったのどかな田園景観が広がっています。また、遠賀川にまつわる歴史的建造物や中世・近世の社寺など、個性的な歴史景観も有しています。

このような本市の景観特性を踏まえ、今後の景観形成にあたっては、遠賀川の自然と固有の歴史・文化を基調としながら、川東と川西の地域特性が際立つ景観を創出することが大切です。

そこで、市民や事業者、市の各主体が適切な役割分担を行いながら、

**遠賀川と歴史を基調とした
広々とした田園景観・緑豊かな都市景観のあるまち**

を創出することを、景観形成の理念として掲げます。

(2) 目標

上記理念に基づき、良好な景観を形成するため、次の3点の目標を掲げます。

ア 中間のまちの骨格を活かした景観づくり

本市の景観の基調となる遠賀川、川東のにぎわいある商業地、戸建て住宅を中心とした住宅地、川西の田園と一体となった集落、まとまりのある工業団地など、まちの骨格が明確で地域特性豊かな景観を守り、つくっていきます。

イ 固有の歴史・文化を活かした景観づくり

本市には、遠賀平野の農耕文化や石炭の運搬等に利用された堀川歴史、製鉄業を支える送水施設として100年以上稼働しているポンプ室の景観など、遠賀川と共生しながら長い時間をかけて培ってきた歴史・文化があります。この本市固有の歴史・文化景観を保全、活用していきます。

ウ 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

良好な景観形成を推進していくためには、市民、事業者、行政の協働が不可欠です。各主体の役割を明らかにし、それぞれが主体的に、または連携して魅力ある景観を守り、育てていけるような取組みを進めていきます。

2 景観計画区域の良好な景観形成の方針

(1) 景観形成の基本方針

良好な景観形成を図るため、次の3つの基本方針を定めます。さらに、本市の景観特性や土地利用等を踏まえて、3つの景観ゾーン（商業地ゾーン、住宅地・田園集落地ゾーン、工業地ゾーン）及び2つの景観軸（河川軸、道路軸）を位置づけ、基本方針に沿って景観ゾーン・景観軸ごとの景観形成の方針を定めるものとします。

【景観形成の基本方針】

①景観資源の保全・活用

本市には、遠賀川をはじめとする自然景観や周囲の山並み、近世から残る歴史的資源、近代化遺産に関する資源等、多様な景観資源があります。

そこで、建築や開発等を行う際は、行為地周辺の景観資源を把握したうえで現地を確認し、その結果に基づき景観資源を保全・活用することに留意した計画を立案します。

②自然環境との調和

本市では、遠賀川や周囲の山並み、田園の緑などと調和を図りながら、商業地や住宅地、田園集落地などの多様なまちなみが形成されています。

そこで、周囲の自然環境に配慮し、既存の緑の維持・保全を行うとともに、地域の特性にふさわしい緑豊かな潤いのある空間の確保や形成を進めます。

③秩序あるまちなみの形成

本市は、落ち着いた戸建て住宅地や昔ながらの面影が残る田園集落地など、住み心地のよい良好なまちなみが形成されています。

そこで、建築や開発等を行う際は、自らの行為が道路や鉄道などからどのように見えるのか配慮し、地域としての一体感やまちなみの連続性に配慮した配置、規模、形態意匠、素材・色彩を工夫するものとします。

図 景観形成の方針

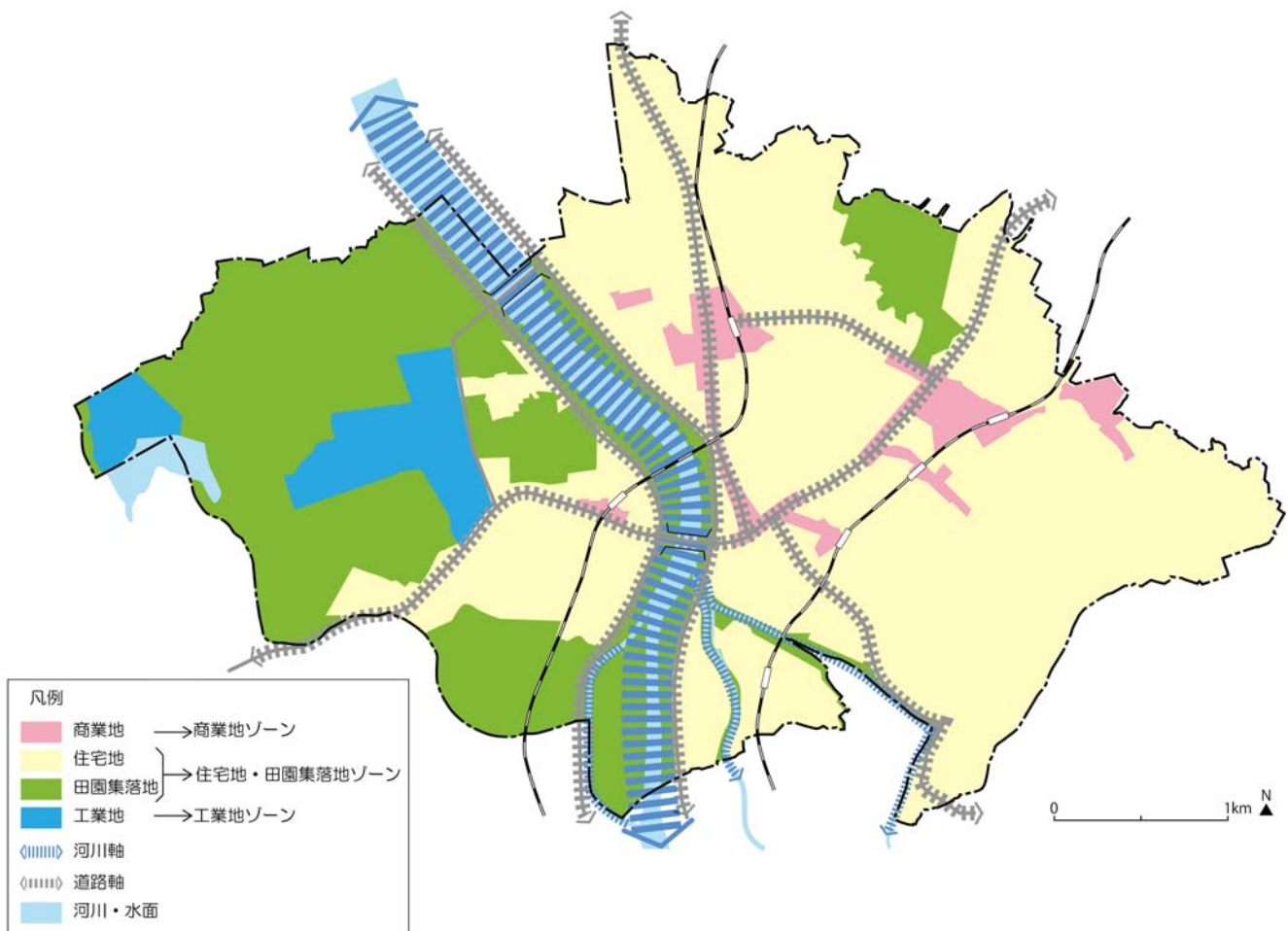


表 景観ゾーン・景観軸の区分

景観ゾーンの区分	土地利用の区分
商業地ゾーン	近隣商業地域、商業地域
住宅地・田園集落地ゾーン	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第1種住居地域、準住居地域、 市街化調整区域
工業地ゾーン	準工業地域、工業専用地域

(2) 景観ゾーン・景観軸ごとの景観形成の方針

ア 商業地ゾーン

基本方針	景観形成の方針
(ア) 景観資源の 保全・活用	<p>○建築・開発等の行為地周辺の景観資源を確認し、それらの活かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山並み、社寺等、周囲の景観資源への見通しの確保 ・景観資源との連続性や一体感のある緑地の形成
(イ) 自然環境と の調和	<p>○自然の植生を保全するよう配慮するとともに、既存の緑の維持・保全に努める。</p> <p>○道路に面する場所では、街路樹などと一体となった緑地空間の形成に努める。</p> <p>○水辺や緑地に接している場所では、これらとの連続性を確保するなど、自然を取り入れた景観形成に努める。</p>
(ウ) 秩序あるまち なみの形成	<p>○地域の特性を踏まえ、隣接する建築物の高さや規模が極端に違うまちなみとならないよう配慮する。</p> <p>○大規模な建築物は、周囲との調和を図るため、ゆとりある敷地利用に努める。</p> <p>○歩行者にとって魅力的な景観となるよう、低層部のショーウィンドウ化や窓辺の緑化など、開放的で潤いあるまちなみ形成に努める。</p> <p>○主要な通りの交差点や駅に面する敷地などでは、街角広場の形成やシンボルツリーの植樹等により、まちの目印となるような演出に努める。</p> <p>○住宅地に隣接する場所では、夜間照明が光害とならないよう光の向きや光源等に配慮する。</p>

イ 住宅地・田園集落地ゾーン

基本方針	景観形成の方針
(ア) 景観資源の 保全・活用	<p>○建築・開発等の行為地周辺の景観資源を確認し、それらの活かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生け垣緑化や色彩など、計画的に形成された住宅地として景観に配慮してきた素材・色彩の使用 ・地域で培われてきた伝統的な素材や自然素材の使用 ・住宅地や集落地内の清掃など、地域コミュニティ活動への配慮や環境維持のためのルール継承
(イ) 自然環境と の調和	<p>○計画的に形成してきた低中層の住宅地景観や、歴史風土に根差して受け継がれてきた田園景観を保全する。</p> <p>○自然の植生を保全するよう配慮するとともに、既存の緑の維持・保全</p>

	<p>に努める。</p> <p>○建築物等の規模や高さ、素材・色彩は、周囲の山並みや田園との調和に配慮する。</p>
(ウ) 秩序あるまちなみの形成	<p>○地域の特性を踏まえ、隣接する建築物の高さや規模が極端に違うまちなみとならないよう配慮する。</p> <p>○大規模な建築物は、周囲との調和を図るため、ゆとりある敷地利用に努める。</p> <p>○落ち着きや安らぎの感じられるまちなみ形成に配慮した建築物等の形態意匠、素材・色彩とする。</p> <p>○夜間照明は、生態系や閑静な住環境を保全するため、必要な照度を確保しつつ、過度な明るさや色彩は避けるよう配慮する。</p>

ウ 工業地ゾーン

基本方針	景観形成の方針
(ア) 景観資源の保全・活用	<p>○建築・開発等の行為地周辺の景観資源を確認し、それらの活かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行為地周辺から見た際の田園景観と一体となった工場の見え方 ・敷地の外周緑化による、工業地ゾーンにおける緑地の連続性の確保
(イ) 自然環境との調和	<p>○建築物等の色彩は、周囲の田園の緑との調和に配慮する。</p> <p>○特に農地に面する場所では、十分な緑地空間の確保に努める。</p>
(ウ) 秩序あるまちなみの形成	<p>○大規模な建築物は、周囲との調和を図るため、ゆとりある敷地利用に努める。</p> <p>○通りから見た際、作業場や資材置き場等が雑然として見えないよう配慮する。</p> <p>○住宅地に隣接する場所では、夜間照明が光害とならないよう光の向きや光源等に配慮する。</p>

エ 河川軸

基本方針	景観形成の方針
(ア) 景観資源の保全・活用	<p>○遠賀川をはじめとする河川が本市の景観資源であることを認識し、河川にまつわる周辺の景観資源とあわせて、それらの活かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周囲や対岸から見た際の河川風景と一体となった建築物等の見え方
(イ) 自然環境との調和	<p>○自然の植生を保全するよう配慮するとともに、既存の緑の維持・保全に努める。</p> <p>○河川に面する部分の緑化により、河川と一体となった潤い空間の形成に努める。</p>

(ウ) 秩序あるまちなみの形成	<p>○地域の特性を踏まえ、隣接する建築物の高さや規模が極端に違うまちなみとならないよう配慮する。</p> <p>○大規模な建築物は、周囲との調和を図るため、ゆとりある敷地利用に努める。</p> <p>○川に面する商業地ゾーンでは、川側に顔を向けるような敷地利用に努めるとともに、対岸から見た際、設備類が雑然として見えないよう配慮する。</p> <p>○住宅地・集落地ゾーンでは、落ち着きや安らぎの感じられるまちなみ形成に配慮した建築物等の形態意匠、素材・色彩とする。</p> <p>○夜間照明は、生態系や閑静な住環境を保全するため、必要な照度を確保しつつ、過度な明るさや色彩は避けるよう配慮する。</p>
-----------------	---

オ 道路軸

基本方針	景観形成の方針
(ア) 景観資源の保全・活用	<p>○多くの人々が利用する主要な道路と沿道のまちなみは本市の景観を印象づける景観資源となることを認識し、それらの活かし方を検討するとともに、次の点に留意した計画を立案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車窓から見た際のまちなみの連続性 ・緑豊かな都市景観、田園景観の演出
(イ) 自然環境との調和	<p>○並木道や植栽帯、草花など、通りの特性を踏まえ、緑豊かな道路及び沿道景観の形成に努める。</p> <p>○道路と沿道が一体となった緑地空間の形成に努める。</p>
(ウ) 秩序あるまちなみの形成	<p>○地域の特性を踏まえ、隣接する建築物の高さや規模が極端に違うまちなみとならないよう配慮する。</p> <p>○大規模な建築物は、周囲との調和を図るため、ゆとりある敷地利用に努める。</p> <p>○主要な通りの交差点や駅に面する敷地などでは、街角広場の形成やシンボルツリーの植樹等により、まちの目印となるような演出に努める。</p> <p>○住宅地・集落地ゾーンでは、落ち着きや安らぎの感じられるまちなみ形成に配慮した建築物等の形態意匠、素材・色彩とする。</p> <p>○住宅地に隣接する場所では、夜間照明が光害とならないよう光の向きや光源等に配慮する。</p>

3 景観計画区域の行為の制限に関する事項

(1) 良好な景観の形成のための行為の制限

景観形成の方針を踏まえつつ、景観計画区域における共通の景観形成基準を以下のように定めます。

表 景観計画区域の景観形成基準

		景観形成基準
建築物 ・ 工作物	配置、規模、高さ	<p>○建築物等の配置は、地域の特性に沿ったまちなみとなるよう配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりや潤いのある歩行者空間が必要な場所では、壁面後退によりオープンスペースや緑化空間の確保に配慮する。 ・連続性のあるまちなみ形成が必要な場所では、壁面線をそろえる。 <p>○建築物等の配置、規模、高さは、周囲の自然やまちなみとの調和に配慮したものとし、周囲に圧迫感を与えないよう工夫する。</p> <p>○特に河川沿いや歴史的建造物等の周辺では、周囲から見た際のスカイラインや背景の山並みなどとの調和に配慮する。</p>
	形態意匠	<p>○周囲の景観と調和するよう配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠を工夫する。</p> <p>○大規模で長大な壁面となることは避け、形態や色彩により分節化するなど、周囲に圧迫感を与えないよう工夫する。</p>
	色彩	<p>○周囲の景観に調和する色彩とし、色彩基準に適合させる。ただし、次のような場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物などに用いられ、長年にわたって受け継がれている固有の色彩の場合 ・着色していない木材、レンガ等の自然素材を用いる場合 ・見付面積の5分の1未満の範囲に用いる色彩の場合
	建築設備	<p>○室外機や配管などの設備類は、道路や公園等の公共空間から見えない位置への配置に配慮し、やむを得ない場合は建築物全体と調和したデザインを工夫する。ただし、産業施設など機能として必要な場合はこの限りでない。</p> <p>○屋外階段は、建築物本体と調和のとれたデザインを工夫する。</p>
	外構・緑化等	<p>○敷地の道路又は隣地との境界部分や屋外駐車場部分は、樹木や花などの緑化を工夫する。</p>
開発行為	<p>○自然環境、植生、貴重な動植物の生態系の保全に配慮する。</p> <p>○既存の樹木はできる限り保全するよう努め、樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。</p> <p>○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。</p> <p>○擁壁を設ける場合は、自然素材を用いた仕上げや緑化等による修景に配慮する。</p>	

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境、植生、貴重な動植物の生態系の保全に配慮する。 ○既存の樹木はできる限り保全するよう努め、樹木の伐採は最小限にとどめるよう配慮する。 ○既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土、擁壁の築造は最小限に抑える。 ○擁壁を設ける場合は、自然素材を用いた仕上げや緑化等による修景に努める。
------------------------------	---

(2) 色彩基準について

建築物の屋根・外壁、工作物の外観の基調色として使用可能な色彩の基準を以下のように定めます。

色彩基準については、にぎわいのある景観を形成する商業地ゾーンと、落ち着いた景観を形成する住宅地・田園集落地ゾーン及び工業地ゾーンの2つに区分して、定めるものとします。

図 色彩基準の区分

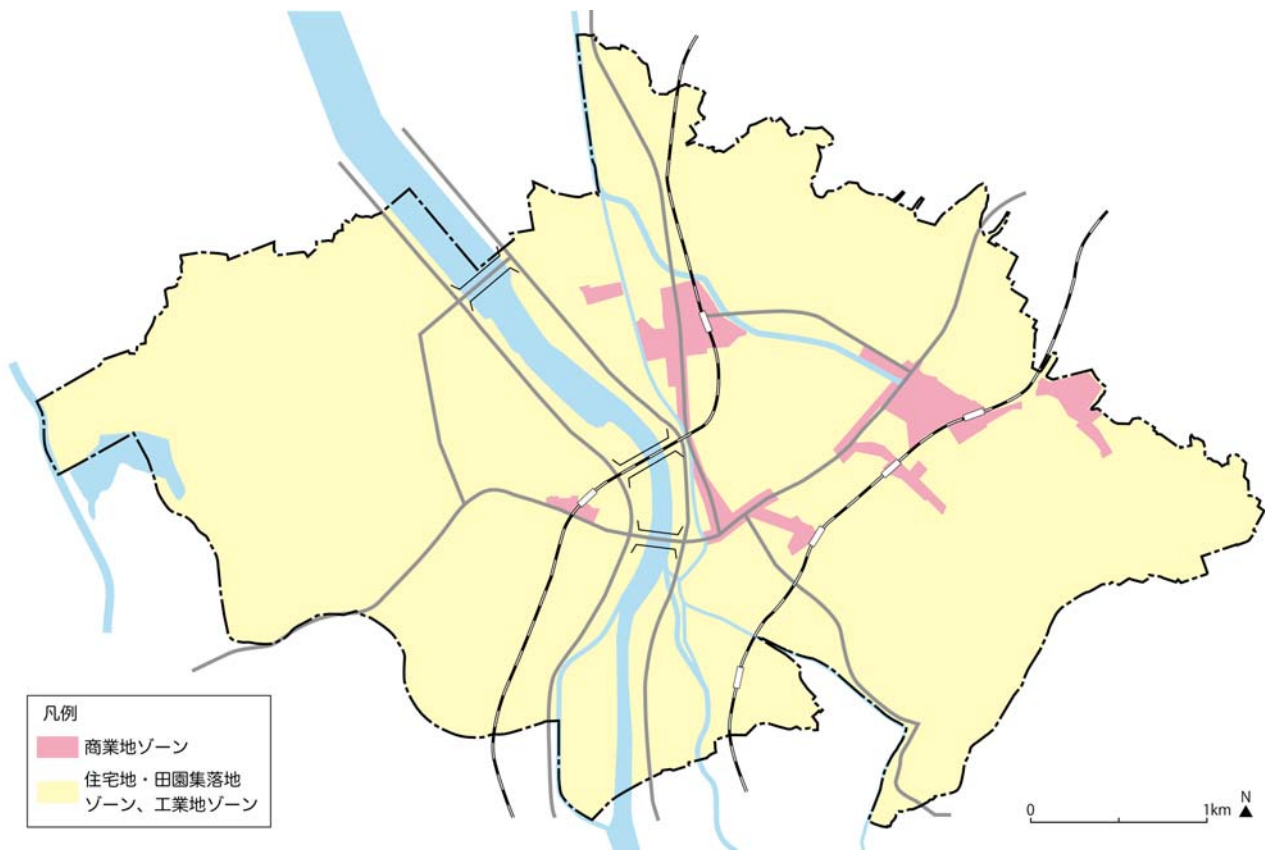
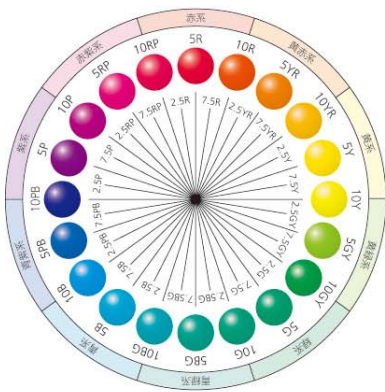


表 商業地ゾーンの色彩基準

	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R ~ 5Y	8 以上の場合	4 以下
		8 未満の場合	6 以下
	その他	—	2 以下
建築物の屋根	10R ~ 5Y	7 以下	4 以下
	その他		2 以下

図 商業地ゾーンの使用可能な色彩の範囲

にぎわいの中にも秩序や品格が感じられる色彩景観を形成するために、派手でけばけばしい色彩を避けた範囲を基本とする。



色相 (マンセル色相環)

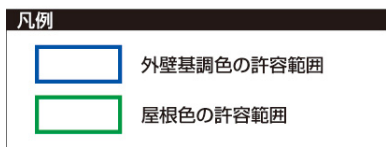
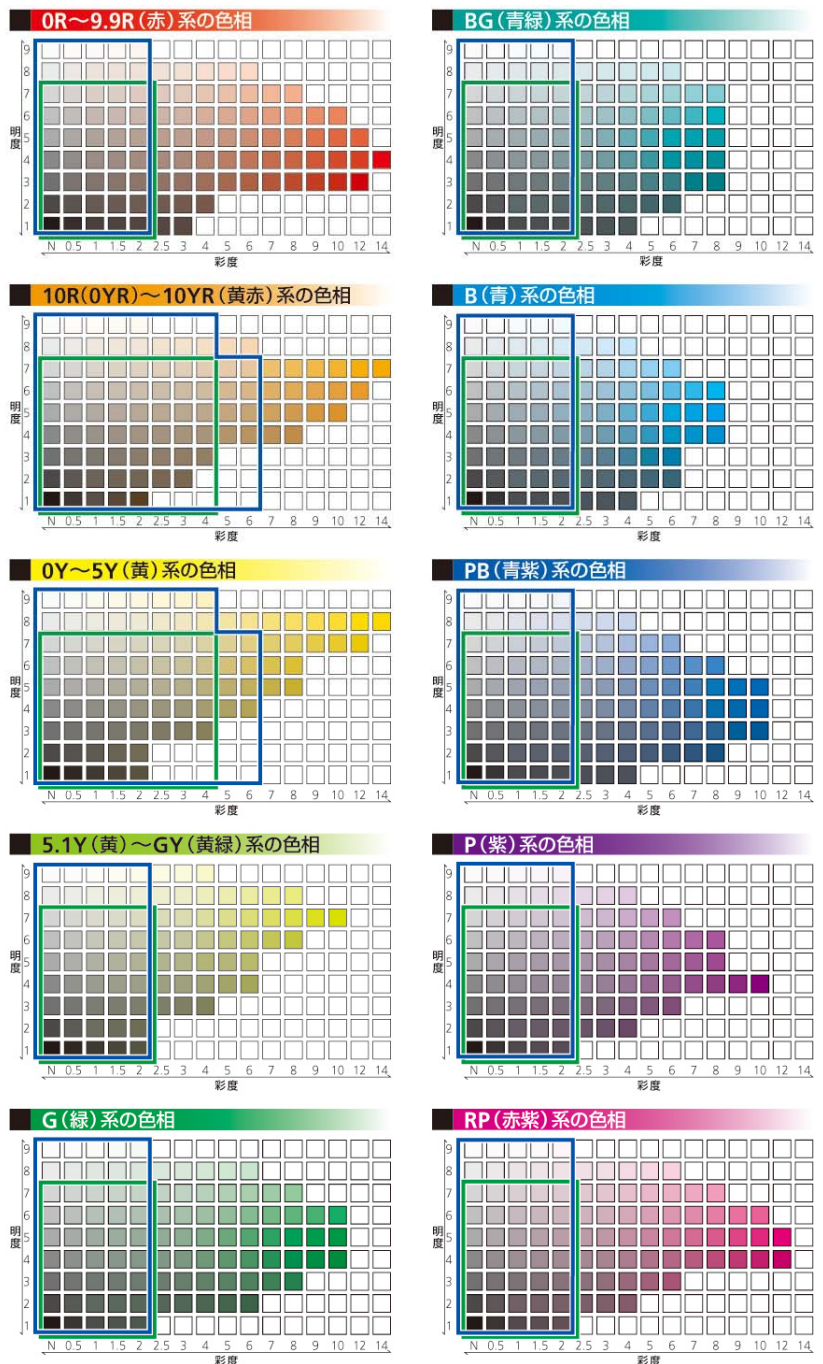
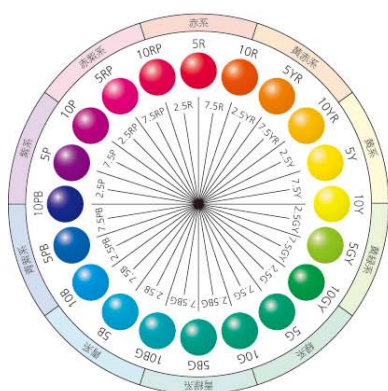


表 住宅地・田園集落地ゾーン、工業地ゾーンの色彩基準

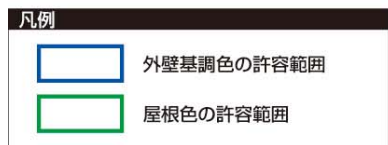
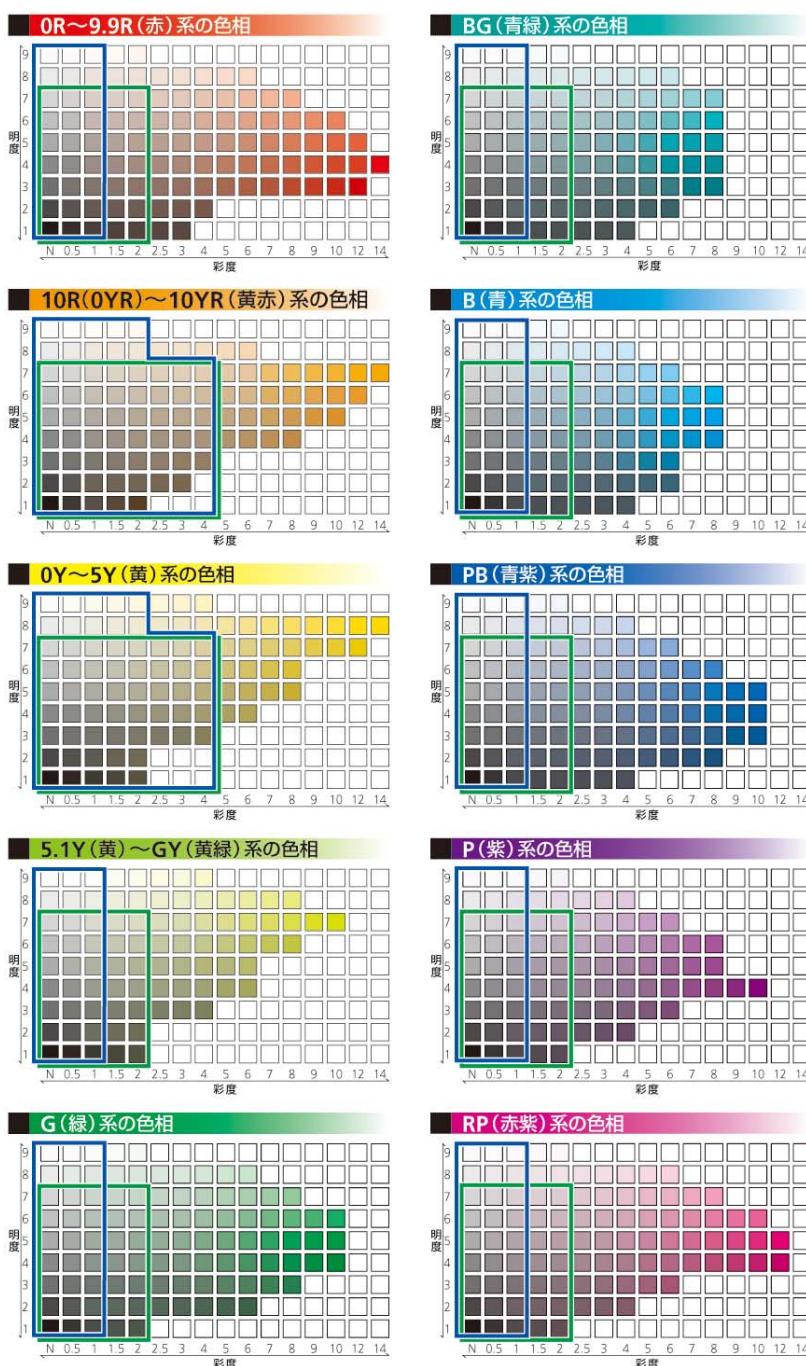
	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R ~ 5Y	8 以上の場合	2 以下
		8 未満の場合	4 以下
	その他	—	1 以下
建築物の屋根	10R ~ 5Y	7 以下	4 以下
	その他		2 以下

図 住宅地・田園集落地ゾーン、工業地ゾーンの使用可能な色彩の範囲

豊かな緑と調和した住宅地・田園集落地の色彩景観や開放感が感じられる親しみやすい工業地の色彩景観を保全、形成するために、暖かく落ち着いた色彩の範囲を基本とする。



色相 (マンセル色相環)



◆色彩の表示方法について

一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、景観計画等における色彩基準の運用にあたっては、日本工業規格 (JIS) にも採用されている国際的な尺度である [マンセル表色系] を採用します。

マンセル表色系では、ひとつの色彩を [色相(しきそう)] [明度(めいど)] [彩度(さいど)] という 3 つの尺度の組み合わせによって表し、これを色彩の三属性といいます。

色彩の三属性 [色相・明度・彩度] とは？

色相 は、いろあいを表します。10 種の基本色 (赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫) の頭文字をとったアルファベット (R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP) とその度合いを示す 0 から 10 までを組み合わせ、10R や 5Y などのように表記します。

明度 は、あかるさを 0 から 10 までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり 10 に近くなります。

彩度 は、あざやかさを 0 から 14 程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、黒、白、グレーなどの無彩色は 0 になります。あざやかな色ほど数値が大きく、赤の原色は 14 程度です。

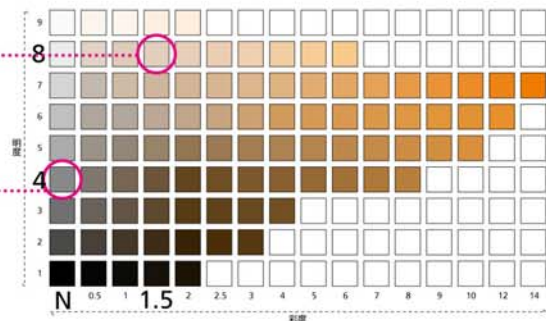
マンセル記号 (マンセル値)

マンセル記号は、これら 3 つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号です。

有彩色は、[10YR8.0/1.5] のように、[色相、明度/彩度] を組み合わせ、無彩色は、[N4.0] のようにニュートラルを表す [N と明度] を組み合わせ、



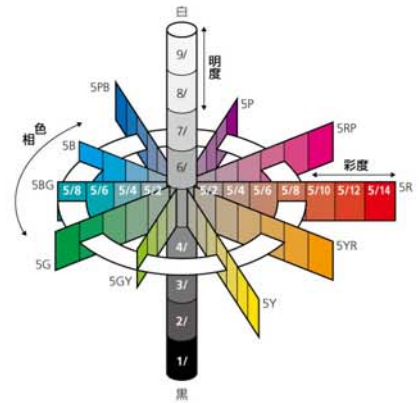
■図 マンセル記号による色彩の表し方と読み方



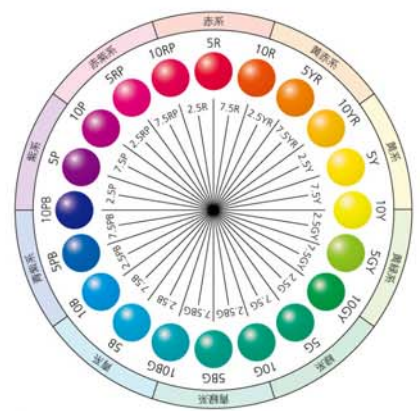
■図 等色相面 (10YR) の明度と彩度



■図 マンセル記号による色彩の表し方と読み方の具体例



■図 マンセル表色系のしくみ



■図 マンセル色相環

(3) 届出対象行為

景観区域内で良好な景観形成を図るため、次表に示すいずれかの行為を行う場合には、景観法に基づき、市長への届出が必要です。

また、次表に示す行為のうち、建築物の建築等及び工作物の建設等を特定届出対象行為とします。

表 届出対象行為

対象行為		対象規模
建築物の建築等*1		延べ面積 500 m ² 以上又は高さ 10m以上
工作物の建設等*2	擁壁	高さ 2m以上
	煙突、コンクリート柱、鉄柱、高架水槽、記念塔等	高さ 10m以上*4
	製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫等	高さ 10m以上
	橋梁等	長さ 50m以上
開発行為*3		区域面積 1,000 m ² 以上
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		区域面積 1,000 m ² 以上

*1 建築物の建築等：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

*2 工作物の建設等：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

*3 開発行為：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

*4 電柱（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支柱物）は除く

■届出の対象外となる行為

- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第 8 条で定めるもの*5)
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 景観重要建造物が許可を受けて行う行為
- 景観重要公共施設の整備として行う行為
- 福岡県屋外広告物条例（平成 14 年福岡県条例第 35 号）の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

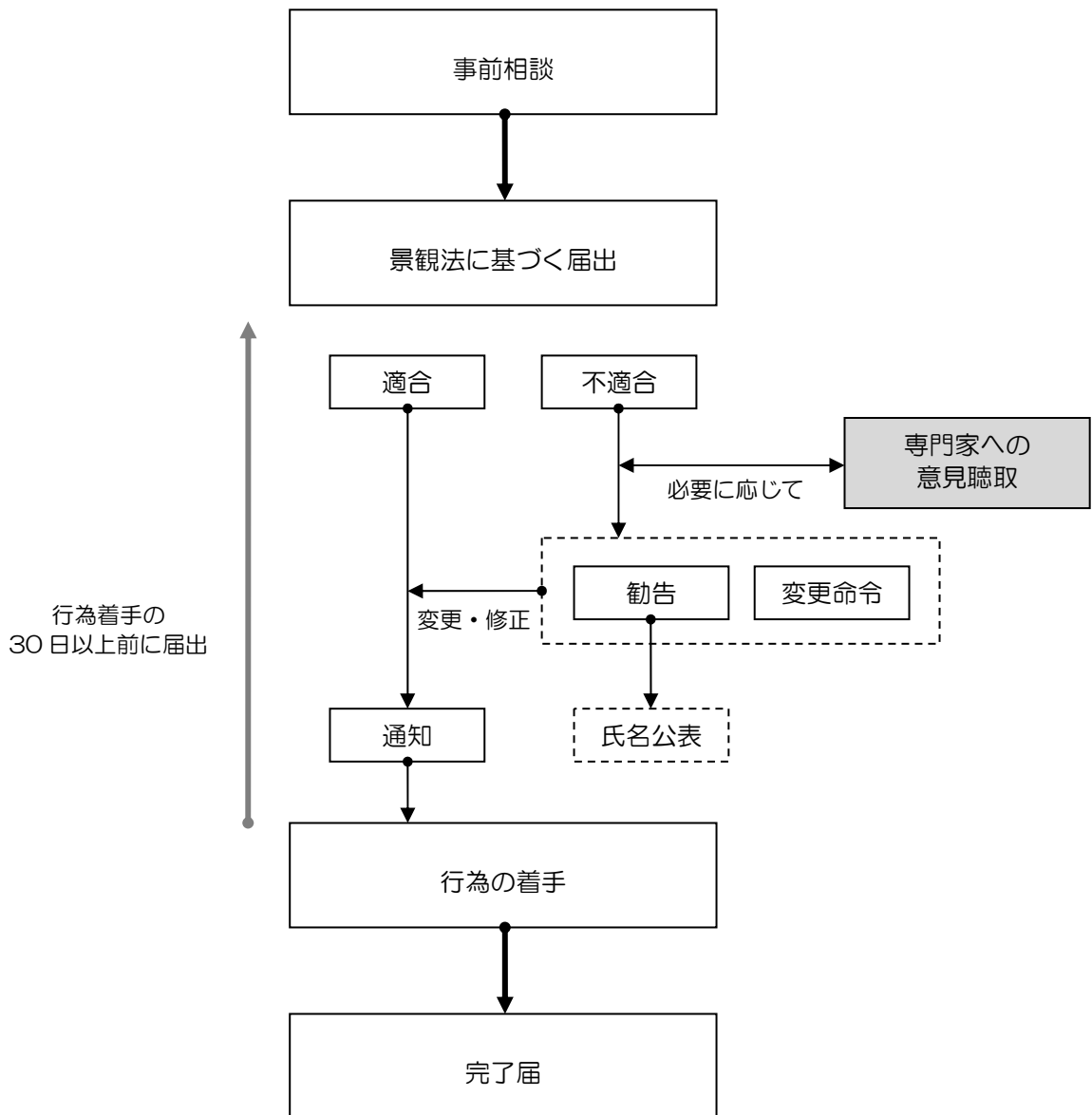
*5 地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等

(4) 届出の流れ

届出対象行為は、行為に着手する30日以上前に届出が必要です。

また、届出の内容が景観形成基準に適合しない場合は、市長は、必要に応じて勧告等を行います。

図 届出の流れ



※以下のような場合、景観法に基づく罰則を適用することがあります。

○届出をしない、又は虚偽の届出をした場合 ⇒30万円以下の罰金

○届出から30日を経過しないうちに行為着手した場合 ⇒30万円以下の罰金

(通知書を受けた場合は30日以内でも着手可能)

○変更命令に違反した場合 ⇒50万円以下の罰金

第5章 景観重点地区の景観形成

1 景観重点地区の位置づけ

(1) 景観重点地区の位置づけ

地域の資源や個性を活かし、積極的に良好な景観形成を図る地区を景観重点地区として指定し、地区ごとに景観形成の方針、景観形成基準を定めます。

景観重点地区は、地区の住民等の合意形成に基づいて指定することを原則とします。

(2) 景観重点地区の候補地区

景観重点地区は、本市の顔となる地区や良好な住宅地・集落地を形成する地区、景観資源と一体となって良好な景観を形成する地区等において指定を検討します。この他に、住民や企業の発意により良好な景観形成を目指す地区が生じた場合も、景観重点地区の指定を検討します。

表 景観重点地区の候補地区等

地区類型	代表的な地区（候補地区の例）
ア 本市の顔となる地区	○ふれあい大通り地区 ○中間駅周辺地区
イ 良好な住宅地・集落地を形成する地区	○第一種低層住居専用地域の住宅地（通谷地区、朝霧地区、扇ヶ浦地区、太賀地区、七重町地区等） ○第二種低層住居専用地域の住宅地（中央地区、小田ヶ浦地区等） ○底井野集落地地区（上底井野、中底井野） ○公営住宅の建替え等を行う地区
ウ 景観資源と一体となって良好な景観を形成する地区	○土手ノ内地区（遠賀川水源地ポンプ室周辺） ○垣生公園周辺地区

2 景観重点地区の良好な景観形成の方針と行為の制限に関する事項

(1) 良好な景観の形成に関する方針

景観計画区域の景観ゾーン、景観軸の方針を踏まえ、当該地区の景観特性に応じた景観形成の方針を定めることとします。

また、必要に応じて、地区ごとに景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針や景観重要公共施設の整備方針等を定めることができることとします。

(2) 良好な景観の形成のための行為の制限

景観重点地区における景観形成基準は、原則として景観計画区域の景観形成基準よりもきめ細かな内容や規制を強化する内容を定めるものとします。ただし、個性的、魅力的な地区景観形成のため、周辺景観との調和を十分配慮のうえ、地区の一部において限定的に緩和する場合は、この限りではありません。

(3) 届出対象行為

景観重点地区における届出対象行為及び特定届出対象行為は、次表の内容に基づいて地区ごとに定めることができるものとします。

表 景観重点地区における届出対象行為

届出対象行為
○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
○開発行為
○土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
○木竹の植栽又は伐採
○屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件の堆積
○水面の埋立て
○特定照明（夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明。ライトアップ。）

(4) 届出の流れ

重点地区における届出の流れは、原則として景観計画区域におけるものと同様とします。また、当該届出対象行為が地区の景観に大きな影響を与える可能性がある場合は、事前相談の段階で地元住民の意見を聴くことができる仕組み等を検討します。

第6章 景観資源等の活用に関する事項

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の基本的考え方

地域の景観資源を周知し、景観資源を活かした景観形成を進めるために、景観重要建造物・景観重要樹木の指定制度を活用します。

(2) 景観重要建造物の指定の方針

景観法の規定に基づき、次の要件のいずれかに該当する建造物について、所有者の同意等を得たうえで景観重要建造物として指定します。

●景観重要建造物の指定要件

- ア 地域の自然、歴史、文化、産業等の特徴を感じさせるもの
- イ 優れたデザインを有し、地域のシンボルとして良好な景観形成に寄与するもの
- ウ 地域の目印となるなど、景観形成上重要な場所に位置するもの

表 景観重要建造物の指定候補

	項目	備考
景観重要建造物の指定候補	遠賀川の歴史、文化等を伝える建造物のうち、特に重要なもの	
	多くの市民に、親しまれ利用されている建造物のうち、特に重要なもの	
	県指定有形文化財建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定
	市指定有形文化財建造物	指定要件に該当するものの中から個別に指定

(3) 景観重要樹木の指定の方針

景観法の規定に基づき、次の要件のいずれかに該当する樹木について、所有者の同意等を得たうえで景観重要樹木として指定します。

●景観重要樹木の指定要件

ア 地域の植生、歴史、文化、産業等の特徴を感じさせるもの
イ 樹高や樹形に特徴があり、地域のシンボルとして良好な景観形成に寄与するもの
ウ 地域の目印となるなど、景観形成上重要な場所に位置するもの

表 景観重要樹木の指定候補

	項目	備考
景観重要樹木の 指定候補	遠賀川の植生、歴史等を伝える樹木のうち、特に重要なもの	
	多くの市民に、親しまれ、利用されている土地に存する樹木のうち、特に重要なもの	
	県指定天然記念物を構成する樹木のうち 主要なもの	指定要件に該当するものの中から個別に指定
	市指定天然記念物を構成する樹木のうち 主要なもの	指定要件に該当するものの中から個別に指定

2 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 公共施設による景観形成の基本的な考え方

公共施設は、不特定多数の人々が利用し、まちの骨格や地域のシンボルとなることが多いことから、良好な景観を形成する上で非常に重要な役割を担っています。そこで、公共施設の整備が本市の景観形成の手本となるよう、まちの顔となり、本市の景観に影響を与える大規模な公共施設に対する基本的な整備方針を定めます。

また、特に景観上重要な公共施設については、景観法に基づく景観重要公共施設として位置づけ、その整備方針を定めます。

(2) 公共施設の整備方針

本市において、公共施設整備を行う際は、本計画の内容を遵守するものとします。

また、本市の景観に影響を与える大規模な公共施設に対する公共施設の整備方針を次のように定めます。

表 公共施設の整備方針

	整備方針
地域特性、景観資源の把握	○地域の特性や周囲の景観資源の特徴などを読み取り、生態系や歴史・文化を尊重し、まちの魅力を高める計画を立案する。
周辺環境との調和	○既存の地形や樹木は、できる限り保全するよう努める。 ○周辺の自然環境やまちなみと調和した形態意匠、素材、色彩を用いるよう努める。 ○景観資源を容易に眺めることができる場所では、透過性の高い柵や樹木の剪定などを工夫し、見通しを確保するよう努める。
維持管理	○安全性、経年変化による劣化や退色、維持管理のしやすさ等を踏まえ、構造、形態、素材、色彩を選定するよう努める。 ○周辺環境と不調和な色彩、形態意匠等の施設は、改善に努める。 ○良好な景観の維持のため、適切な管理、修繕、補修、伐採、剪定に努める。

(3) 景観重要公共施設の設定方針

景観重要公共施設は、景観形成に重要な役割を果たす次の施設を対象に位置づけることとします。

●景観重要公共施設の設定方針

- ア 中間市の骨格を形づくる公共施設
- イ 眺望景観の保全・活用のために重要な公共施設

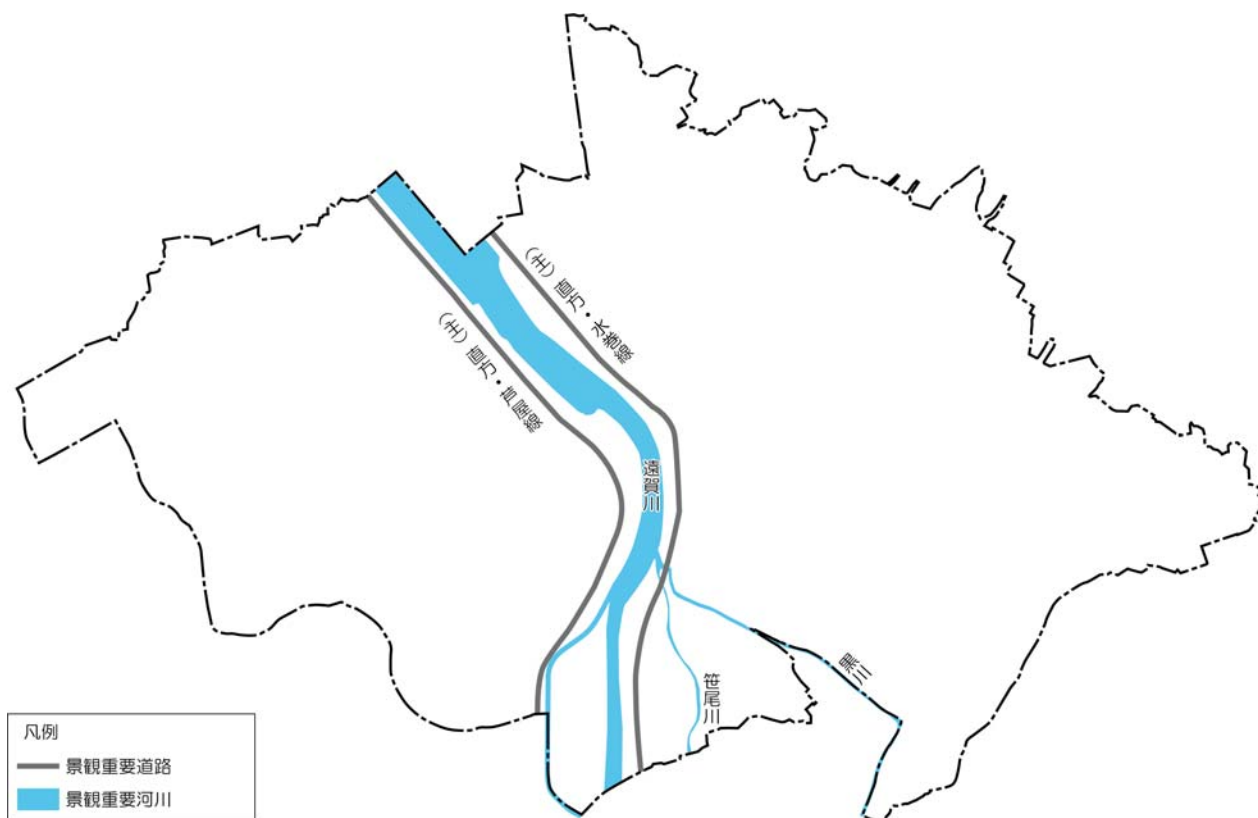
(4) 景観重要公共施設の設定

次の道路、河川の5施設を景観重要公共施設に位置づけます。

表 景観重要公共施設

	名 称
景観重要道路	主要地方道 直方・芦屋線、主要地方道 直方・水巻線
景観重要河川	遠賀川、黒川、笹尾川

図 景観重要公共施設



(5) 景観重要公共施設の整備方針

景観重要公共施設の整備方針を次のように定めます。

施設や区間ごとの整備に関する事項及び法に基づく占用許可基準については、管理者の同意の上、必要に応じて、定めていきます。

ア 景観重要道路

整備方針
<ul style="list-style-type: none">○景観ゾーン・景観軸ごとの景観形成に配慮した形態意匠、色彩とし、連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるよう努める。○橋梁等については、周囲に溶け込む形態意匠や色彩となることが望ましい場合があるため、地域住民等との合意形成に努める。○歩道やのり面等となる箇所は、周辺景観との調和に努める。○標識柱、照明柱、信号柱、分電盤などは、煩雑にならないように配置し、できる限り集約化を図るよう努める。

イ 景観重要河川

整備方針
<ul style="list-style-type: none">○遠賀川水系河川整備基本方針及び遠賀川水系河川整備計画に基づき、良好な景観形成を推進することとする。○動植物が生息可能な河川環境の保全に努め、特に貴重な動植物が生息する箇所については、その生態系に配慮する。○地域で親しまれ、景観資源となっている橋や緑地等については、治水利水計画上支障のない範囲で保全・活用に努める。○多くの人々が川に親しみ、河川景観を眺めることができるような親水空間や視点場、堤防道路から安全にアクセスできる道路等の整備に努める。○新たな河川整備を行う際は、できる限り人工的な印象を与えないよう、自然景観と調和した線形など、周囲からの見え方に配慮する。○構造物を設置する際は、周辺景観との調和に配慮した形態意匠、色彩とする。

3 屋外広告物の表示等に関する方針

(1) 屋外広告物の表示等に関する基本的考え方

屋外広告物は、経済活動を支えるとともに、景観を構成する重要な要素です。無秩序な表示、設置は景観を阻害し、優れたデザインの広告物は地域の魅力向上につながります。本市では、将来的に、中間市屋外広告物条例の制定を目指しながら、屋外広告物の表示等に関する方針を定めます。

(2) 屋外広告物の表示等に関する方針

屋外広告物の表示等に関する方針を次のように定めます。

●屋外広告物の表示等に関する方針

- 屋外広告物の大きさ、高さは、地域特性に応じて必要最小限にとどめる。
- 屋外広告物の形態意匠や基調色は、周辺環境や建築物等と調和したものとする。
- 集約化を図るなど、設置箇所は最小限にとどめる。特に、主要な交差点などに掲出する場合は、共同化・集合化を図る。
- ネオンや点滅、動光を伴う広告物は設置しないよう努める。

第7章 景観形成の推進に向けて

1 協働による景観形成に向けた体制づくり

良好な景観形成を推進するためには、市民、事業者、行政それぞれが役割を認識し、各主体が分担して取り組むことが大切です。また、様々な景観まちづくり活動や普及啓発の推進、制度の適切な運用による規制・誘導の取組み、国、県、その他関係機関との連携等による総合的な施策の推進等が必要です。さらに、これらを実現するための体制づくり、仕組みづくりが必要であり、これらについての基本的な考え方、方向性を次のとおり整理します。

(1) 市民・事業者・行政の責務

景観まちづくりの推進には、市民・事業者・行政が協働しながら責任を持って取り組むことが必要です。

市民は、地域の良好な景観を形成する主体であり、身近な景観資源を保全・活用する取組みや、市民や市民活動団体、専門家等が協働し、個性的な地区の景観を形成するなどの活動が大切です。事業者は、事業活動における良好な景観形成への取組みや地域への配慮が求められます。また、行政は地域の魅力づくりのため、これらの活動を様々な方面から支援します。市民・事業者の景観づくりへの意識啓発を図るとともに、公共事業において先導的な景観形成を進めます。さらに、広域的な協議・調整が必要な課題については、国、県、その他関係機関との連携を図ります。

(2) 庁内体制の充実（調整会議の開催等）

本計画を効果的に推進していくためには、都市整備課、産業振興課、生涯学習課など様々な行政分野の総合的、一体的な取組みが求められることから、関係部局で構成された調整会議を設置し、連絡調整や情報交換を積極的に行い、景観に関する認識の共有化を図ることで、庁内における推進体制を強化します。

(3) 景観アドバイザー会議の設置検討

景観法に基づく届出の内容、景観上重要な公共事業等、本市の良好な景観の形成に対し、専門家から助言・指導を受けることができる仕組みとして、景観アドバイザー会議の設置を検討します。

2 市民主体の景観形成活動への支援

(1) 景観学習の推進

景観まちづくりは、市民による取組みが不可欠となります。そこで、景観シンポジウムの開催や学校教育、生涯学習の場において、景観学習を開催し、市民の景観に関する理解を促すなど、景観まちづくりに対する意識を高める取組みを行います。

(2) 河川等の保全・活用に関する活動への支援

本市の景観を構成する重要な要素の一つである遠賀川に関しては、河川の保全・活用に関する市民の積極的な活動が必要となります。そこで、行政はこれらの取組みを支援します。

3 先導的・効果的な景観整備の推進

(1) 表彰制度等の検討

市民や事業者による、主体的・積極的な景観まちづくりを促すため、本市の良好な景観形成に寄与する優れた建築物やまちなみ、市民が主体となって継続的に取り組んでいる活動を周知し表彰する制度を検討します。

(2) 景観資源リストの作成

本市の良好な景観について共有財産としての認識を高め、市民の景観への関心を高めるために、保全・継承すべき景観資源のリストを作成します。上記、顕彰制度の対象となった資源については、随時、景観資源リストに追加していきます。

(3) 景観資源の活用に向けた整備の推進

上記の景観資源リストに登録を行った景観資源に対して、維持管理や活用を図るための支援を検討します。

(4) 公共施設の景観形成の指針の作成

公共の建築物をはじめとして、道路、公園、河川などの公共施設は、地域の景観形成を先導する役割を担っています。そこで、これらの施設の整備にあたっては、専門家への意見聴取や、関係機関での事前調整などを行いながら、地域の景観に寄与する公共施設を整備するため、デザインや色彩等に関する指針（ガイドライン）を作成します。

4 良好な景観形成のためのルールづくりと計画の見直し

(1) 景観地区、地区計画等の活用

良好な景観形成の実効性を高めるために、より担保性の高い景観地区の指定もしくは地区計画の決定に向けた検討を進めます。

(2) 屋外広告物条例の検討

屋外広告物は、景観を形成する重要な要素の一つです。現在は福岡県屋外広告物条例によって規制・誘導が行われていますが、将来的には本市の特性にあわせた独自の基準による規制・誘導を可能とするため、中間市屋外広告物条例の制定を検討します。

(3) 計画の見直し時期等

景観計画は、良好な景観形成の方針など、景観施策の総合的な方向性を示すとともに、行為制限の基準を定め、規制誘導を図ることも目的としています。そこで、重点地区の指定や行為の制限を見直す等、必要に応じて計画の見直しを行います。